

三条市外国人材能力向上奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人材の暮らしやすさ及び働きやすさの向上を推進し、市内での就労・定着の促進を図るため、日本語能力試験で一定水準に達した外国人材に対し、予算の範囲内において三条市外国人材能力向上奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外国人材 次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表に掲げる特定技能の在留資格を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表に掲げる技能実習の在留資格を有する者

(2) 日本語能力試験 独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する外国人材とする。

(1) 市内事業所に勤務していること。

(2) 市内に住所を有していること。

(3) 市長の指定する期間に日本語能力試験のN4、N3、N2又はN1に合格していること。

(4) 納期限の到来した市税を完納していること。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次の各号に掲げる合格した日本語能力試験のレベルの区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、奨励金の交付は、一の交付対象者につき1回限りとする。

(1) N4 5,000円

(2) N3 10,000円

(3) N2 15,000円

(4) N1 20,000円

2 前項ただし書の規定にかかわらず、既に下位のレベルの区分に合格し、奨励金の交付を受けた者が、より上位のレベルの区分に合格した場合は、当該上位のレベルの区分に応じた額の奨励金を交付する。

(交付申請等)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、三条市外国人材能力向上奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 三条市外国人材能力向上奨励金就業証明書（様式第2号）
- (2) 日本語能力試験の合格を証する書類の写し
- (3) 在留資格カードの写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付することが適当と認めたときは、三条市外国人材能力向上奨励金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受けた者があった場合又は交付対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に奨励金が交付されているときは、奨励金の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。